

消防運第22号
平成17年7月15日

各都道府県緊急テロ対策担当部長 殿

消防庁国民保護運用室長



テロ災害対策の再確認及び徹底について

平成17年7月7日に英国ロンドン市内の地下鉄等において同時爆破テロが発生したことを踏まえ、都道府県及び市町村におけるテロ災害対策について、「テロ災害に関する緊急警戒について」（平成17年7月7日付け消防運第19号）により、迅速な対応体制の確立を図って頂くようお願いしたところです。

今後も引き続き、関係機関との緊密な情報連絡体制を整える等、必要な措置を講じるとともに、下記の事項に留意し、テロ災害対策の再確認及び徹底を実施して頂くをお願いします。

また、貴都道府県管内の市町村及び消防関係機関に対しても、この旨周知願います。

記

1 テロ災害に係る体制の確認

- (1) 都道府県及び市町村における防災・危機管理体制について再確認を行うとともに、警察等関係機関との連絡体制について具体的な点検を行い、緊急時の情報連絡に齟齬をきたさないようにすること。
- (2) テロに関する情報の収集、連絡等に的確に対応するため、休日・夜間を含めて必要な体制を確保すること。
- (3) 警察等関係機関と連携し、公共交通機関や大規模集客施設等の各種施設におけるテロ災害発生の可能性を考慮し、迅速かつ適切な対応を行うための必要な検討を行うこと。
- (4) テロ災害を想定した相互応援態勢や緊急消防援助隊の出場態勢の確認を行うほか、必要に応じ訓練を行うこと。

2 テロ災害発生時の適切な対応

- (1) テロ災害が発生した場合は、迅速かつ確実な情報収集、伝達を行える体制を早期に確立して必要な情報収集、伝達を行うとともに、警察等関係機

関との情報共有を図ること。

- (2) 同時に多数の負傷者が発生した場合は、消防機関へ短時間に多数の通報が集中することが予想されることから、このような事態においても適切な救急要請対応等が行えるよう、警察等関係機関との密接な連携を図ること。
- (3) 必要に応じ、時期を失することなく緊急消防援助隊の出動について消防庁長官に対し、要請を行うこと。
- (4) 特に消防活動に関しては、保有する資機材等に応じた対応を考慮するとともに、災害現場における活動に当たっては、警察等関係機関からの情報収集を図るなど、安全管理に十分配慮し、二次災害の防止に万全を期すこと。

3 テロ災害発生時の即報等

テロによる災害等（事前の情報やその疑いがある災害も含む。）が発生した場合は、火災・災害等即報要領に基づき、速やかに消防庁に報告すること。

また、消防機関は報告を都道府県に行うと同時に消防庁へも直接通報するとともに、警察等関係機関へ連絡するなど迅速な情報共有を図ること。

4 その他

警察庁からも、平成17年7月7日付けで、各都道府県警察に対し、現下の警備実施状況の再点検と引き続きの警戒警備及び情報収集の徹底について指示が出されていますのでお知らせします。

(連絡先)

国民保護運用室 担当：西原テロ対策専門官、宮脇係長

電話 03-5253-7551

Fax 03-5253-7543